

平成27年3月22日 決定

一般社団法人日本ゴールボール協会スポーツ仲裁に関する規則

一般社団法人日本ゴールボール協会が実施するゴールボール競技大会等の普及振興や強化事業及び組織運営に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って行う仲裁により解決されるものとする。

附則

この規則は、平成27年3月22日より施行する。